

## 「竹下裁判」がよくわかる太郎と桃子の会話—竹下裁判の解説

### 1. 小坂昭夫医師の自宅で癌の説明、「神のみぞ知る」を繰り返された怪（提訴のきっかけ）

**太郎：** このホームページの「竹下裁判」で、裁判所に提出された書面がたくさん載っているけど、よく理解できない。それで、この裁判に詳しい桃子さんにかみ砕いて説明してもらいたいと思って…。

**桃子：** いいわ。

**太郎：** 最初に、そもそもの話なんだけど、裁判になった経緯はどうか？ サイトに載っている書面はほとんどが高裁になってからのものばかり。だから、裁判を決意するまでのことや、静岡地裁の頃のことをわからない。

**桃子：** そうね。竹下さん（以下、原告）が執刀医の小坂医師に疑いを抱いたのは、1期の乳癌だと言われて、平成4年1月8日に受けた乳癌手術後に、小坂医師はじめ看護婦たちに「**どんな癌だったのか**」と**何度も質問したのに、答えてくれなかったことにある**の。

小坂医師の返事は「**神のみぞ知る**」というだけ。

**太郎：** えっ、普通の病院なら、腫瘍の大きさとか癌の質、進行度とかをレントゲン写などを見せながら、丁寧に説明してくれると聞いているけど。

**桃子：** そうよね。

それで、原告は清水市立病院（当時、現静岡市立清水病院）で乳癌手術を受けた人たちに聴き取り調査したの。そうしたら、「乳癌」と言われただけで、詳しい説明を受けた人はいないし、ほとんどみんなが初診で癌と言われたり、初診翌日に生検（生体検査）を受けて、生検当日や、翌日に癌だと言われて手術されていることを知ったの。それで、これは原告だけの問題ではないと認識していったんだ。その後、癌についてどうしても納得できなかった原告は、手術から2年後の平成6年に、清水市（当時、現静岡市）の市政モニターに応募して、レポートで自分の体験を訴えたのよ。

レポートは市のモニター担当者から病院長に渡って、病院で緊急トップ会議が開かれたそうで、その直後に、いきなり小坂医師から、ものすごい剣幕で電話がきたんだって。それで、原告が小坂の自宅へ出向いて、説明を受けることになったの。

**太郎：** えっ！病気の説明を医師の自宅で。

清水病院ってベッド数が500もある公立の大きな病院でしょ。小坂医師はその外科のトップ。それなのに、どうして病院の一室ではなく、小坂医師の自宅で説明されることになったんだ？

**桃子：** アハハ。まあ、普通はそう思うわよね。なぜだか、理由はわからない。

**太郎：** 2人だけだったの？

**桃子：** ううん、原告が部屋へ入ったら奥さんもいて、病院の庶務課長はすでに筆記具抱えて座っていたそうよ。だから、原告はこんなことがしょっちゅうあるのかと思っただって。

**太郎：** ええーっ！患者の疑問に医者が診察室で説明すればいいことなのに、なんでそんなことになってしまうの？それに奥さんは関係ないはず。

**桃子：** そうよね。診察室で説明できない理由があったとしか思えないわね。  
ともかく、原告がいろいろ質問したけど、自宅に持ち帰っていたカルテを見せながらも結局は、「**神のみぞ知る**」で、終わったということよ。原告だけでなく他の患者にもこう言ってるってね。  
それから、「前にも、自宅周辺でビラを撒かれたこともあるんだ。癌ではなかったのに切られたと言って」とか、「私を支持する人を何人も連れてきましょうか」とか言われて、原告は患者として癌について知りたいだけなのに、なぜ、他の患者のことや、小坂を支持する人を何人も連れてくるとまで言われなければならないのか不思議で仕方がなかったそうよ。  
それでも、しつこく食い下がると、「**私をはじめ9人の外科医みんなが怒って、全員辞めると言っているぞ！**」と、興奮して話したらしい。  
当時の清水病院の外科は慶応医局が医者を派遣していたから、これ以上、問題にするようなことがあれば、慶応医局が手を引くぞーという意味ではないかと思う。

**太郎：** なんだかすごい話だね。原告の竹下さんには悪いけど、興味津々。それでどうなったの？

**桃子：** その後、小坂邸での話し合いに同席していた庶務課長から電話がきたそうよ。庶務課長は原告が小坂邸での話し合いに納得していないことに理解を示し、病院事務職トップの事務部長と話し合うことを提案した。場所については、本来はこっそりではなく病院の一室で話し合うのが普通だと思うけど、なぜか、病院ではまずいと言われ、公民館では人目につくし、ということで、原告の家でということになったそうよ。

**太郎：** なんで、そんなややこしいことになるの。

**桃子：** そうね。それで、事務部長と庶務課長が原告の家にわざわざ来たけども、原告に説明どころか、原告からいきさつを聞いた事務部長は、  
「そんなひどい病院なら、私でも行きませんよ。必ず改善しますから、竹下さん、患者としてまた来て下さい」と、言ったそうで、原告は益々呆れ返ってしまったということよ。

**太郎：** そうだったのか。竹下さんは市のモニターになって声を上げて癌について知ることができなかつたんだね。

**桃子：** うん。だから、原告は、これほど説明を求めても答えてもらえないのであれば、ひょっとしたら自分は乳癌ではなかったのではないか。そう疑うようになったわけ。

それで、原告は平成7年に証拠保全を申し立てた（→この間の経緯については『竹下裁判の原点』陳述書を参照）。

すでに裁判を起こしていた久保山さんと出会ったことも大きな後押しになったようよ。

**太郎：** その、久保山さんという方は、すでに裁判を起こしていたの？

**桃子：** そうよ。

久保山さんは、平成元年に元気だった奥さんを乳癌手術のあと亡くしているの。小坂の治療に疑問をもって納得できないでいた久保山さんが、「もっと勉強しろ」と小坂に言ったのを、「弁償しろ」と聞き違えたのか、小坂は人を介して「裁判を起こさないでくれ」と言ってきたそうよ。それで、久保山さんは怒り心頭で、裁判を決意したと聞いているわ。

**太郎：** 何だか、普通では信じられないような話ばかりだね。

**桃子：** そうね。久保山さんも小坂の乳癌治療についていろんな疑問をもっていたけど、初診で乳癌と言われたことで、やっぱり癌について本物だったかどうか疑問を持ち続けていたの。

**太郎：** そうだったのか。小坂先生や、乳癌についての疑問を抱いていたのは竹下さんだけではなかったんだね。

**桃子：** 原告が手術体験者の調査をしたことはさっきも話したよね。調査結果によれば、初診の日に乳癌と言われたのは久保山さんだけではないことがわかっていた。だから、清水病院では、超スピードで癌を診断する、“とびっきり”の機械装置があるのではと、原告は本気で思うようになったそうよ。  
『超スピード癌診断装置』のような機器の存在を考えなければ、すぐに癌と言われることの説明がつかないからね。

**太郎：** そんな機器がホントにあったの？

**桃子：** アハハ。まさか！でもね、原告が調査した人たちは初診で乳癌と言われたり、ほとんどみんなが初診翌日に生検を受けて、生検手術直後も含めて当日、あるいは翌日に乳癌と診断されているの。

そこで、原告は弁護士が証拠保全のために病院へ行く時に、

**「即座に癌の判定をする特別な機器があるはずだから、その機器の写真を撮ってきて欲しい」と頼んだそうよ。**

そうしたら、「証拠保全に行ってきたけど、そんな機器はなかった」と弁護士から電話があったそうよ。

**太郎：** やっぱりね。そんな機器があるわけないよね（笑）。

**桃子：** それから続けて弁護士は、「生検の結果が出ていたのは手術前日の1月7日だった」と話したそうよ。

原告はそれを聞いて茫然自失で頭の中は真っ白だったという。小坂に何度も“説明”を聞いたのに「生検の病理診断結果」については何も教えてもらっていなかったからね。この「生検の病理診断結果」については後で繰り返すから覚えておいてね。

**太郎：** 「生検の病理診断結果」だね。覚えておくよ。

## 2. 癌の証拠がないのにメスを入れられる怪（静岡地裁編）

**太郎：** ところで、竹下さんのカルテには何て記載があったの？

**桃子：** 驚いたことに、カルテには癌の記載は、な～んにも、なかったのよ。

今、厚生労働省が乳癌撲滅のために検診体制を推進しているといった記事を目にするでしょ。その検診の核となる検査はマンモグラフィー。その検査結果も書いてなかったの。唯一、具体的記載があったのはエコー（超音波）検査の所見で、「良性腫瘍、経過観察」。それだけ。

そうそう、もう一つあった。それは生検の所見。

さっきも言ったように、なんと生検の病理結果が手術の前日（1月7日）だったことがわかったのよ。

このことはあとで触れるとして、ともかく、手術が下手とか、後遺症のこととか癌を前提として静岡地裁に提訴したの（月刊『現代』の記事参照）。

訴状には書かなかったけど、本当に自分は癌だったのか、癌だったとすればどんな癌だったのか知りたかったのね。

**太郎：** なるほど、癌だった証拠がなければ、裁判はどうなるの？

**桃子：** そもそも話だけど、ナイフで人の身体を傷つけば、傷害罪として刑罰を受けるでしょ。唯一、刑法で例外とされるのは、医者が病気の患者、手術が必要な患者にメスを入れる場合。唯一の例外だから、医者は身体にメスを入れなければならなかったことを記録として残す必要があるわけね。それがカルテね。

平成8年2月に原告が提訴してから、やはり証拠が問題となった。小坂は当然のことながら、原告は癌だったと主張する。しかし、どこにも証拠はない。

それで、じゃあ、生検で切り取った組織に癌細胞があるかどうか調べてみようじゃないかということになったわけね。小坂は生検で「癌あり」となったから、癌であると最終判断をしたと主張していたからね。

**太郎：** ちょ、ちょっと待って。話が飛びすぎだよ。

小坂医師だって、一応、検査をしたってことなんですよ。

**桃子：** そうね。話が飛びすぎた。

乳癌の場合、問診→触診→マンモグラフィー、エコーの順を経て、癌の疑いありとなれば、細胞診→生検となつて、癌が確定となれば、治療ということになるの。原告の場合も、小坂は、初診（平成3年12月26日）で、問診→触診→マンモグラフィー、エコーまで進んだ。マンモグラフィーの検査依頼書には「**至急**」とマジックで大きく書かれたことで原告は不安を煽られたそうよ。でも、証拠保全で手に入れたカルテに、**マンモグラフィーの所見の記載はどこにもなかった**。レントゲン写真はあったから、裁判になって、それを検証した結果、癌所見なしを主張できた（近藤意見書）。エコーは、さっき話したように「良性で経過観察」と技師が所見を書いていた。であれば、次に進む必要はないのだけど、小坂はいきなり乱暴に初診の次の日に生検（12月27日）に突き進む。もし次の検査をやるにしても、生検の前に細胞診をやるほうが先なんだけど、小坂の場合はそうではなかったの。このことも問題だけど、話を先に進めるね。

ともかく、小坂は初診翌日に生検を行った。その生検時の組織が後々、この裁判を決定づける重要な問題に発展していくことになるのよ。

**太郎：** もう少し具体的に説明してよ。

**桃子：** さっきもちょっと話したけど、証拠保全をした時に、東海大の多田助教授（当時）の「永久標本（生検で切り取った組織を標本にしたもの）に癌組織あり」という1月7日付の病理診断結果がカルテにあったのよ。

**太郎：** な〜んだ。じゃあ、竹下さんは癌だったのか。

**桃子：** ふつうならそう思うでしょ。ところが、1月7日付の診断書をそのまま認めることはできないの。1月7日は手術日前日だし、1月6日に本人や家族に小坂が説明した時に、多田助教授が病理診断を明日行うといったことの説明もなければ、後で、病理診断書を見せられたこともなかった。

ここまでの話でも、オカシイと思ったことはない？

**太郎：** ん？

**桃子：** 鈍いなあ。原告は手術から2年後に、小坂の自宅でもどんな癌だったのか質問したでしょ。もし病理診断書がその時にあったのなら、原告に診断書を見せながら、これこれの癌だったと説明できたはずでしょ。

**太郎：** わかった！病理診断書をもとに説明すればいいだけのことなのに、小坂先生は興奮して「外科医は全員やめる」（笑）。

**桃子：** この問題の決定打は、生検翌日の平成3年12月28日（土）に原告に「1期の乳癌」だと癌告知して手術と入院を言い渡した時と、年明けの1月6日（月）に家族にも説明した時点で、**癌の記述がカルテになかった**ことなのよ。

**太郎：** じゃあ、何を根拠に「1期の乳癌」と言ったんだろう？

**桃子：** そう、そこが問題なのよ！誰だって知りたいと思うでしょ。だから、原告は裁判

を決意したのよ。

**太郎：** それで、カルテの続きだけど、どうなったの？

**桃子：** 初診の検査結果だけど、腫瘍の大きさなどの触診所見がカルテに書いてなかったことについて、小坂は裁判の証言で、「記載漏れ。週に300人くらい来るので忙しくてカルテに書かなかった」と釈明した。だけど、やはり裁判官も疑問に思ったのか、多田病理診断書をもってして癌であったとはとても認定できないと考えたようね。

### 3. DNA鑑定と病理鑑定の順序が入れ替わったことによる怪

**太郎：** カルテには記載がない。多田助教授の病理診断書もあてにならないとしたら、癌であったかどうかは、どうやって判断できるの？

**桃子：** ひとつだけある。病院に保存されている生検で切り取った組織の永久標本よ。

**太郎：** 具体的にどんなものをイメージすればいいの？

**桃子：** 蠟で固められた組織の塊を想像すればいいのよ。実際、パラフィンブロックと呼ばれている。それをスライスしたスライド標本を、第三者の病理医に鑑定してもらえばいいわけ。裁判所が鑑定を認めて、被告、原告とも合意して、仙台市の並木病理医に鑑定してもらうことになったの。

**太郎：** なるほど、客観的で科学的な方法だね。

**桃子：** ところで、原告が鋭かったのは、病院が保管して裁判所に提出するパラフィンブロックが、はたして自分のものかどうか疑った。癌細胞のある他人の永久標本を出してくる可能性もあると考えた。そんなことが行われれば、「癌細胞あり」となってしまう。

**太郎：** なるほど、そうだね。でも、病院にあるパラフィンブロックが竹下さんのものかどうかは、どうして判断できるの？

**桃子：** この数年後、拉致被害者の横田めぐみさんの遺骨事件で全国的に有名になったDNA鑑定で判断できるのよ。

**太郎：** そうか！で、DNA鑑定をやったんだね？

**桃子：** そう。静岡地裁はDNA鑑定を認めたんだ。だけど、原告にとって残念だったことを先に話しておくわね。

原告は裁判官に次のように念を押した。

「病院に保存してある永久標本の組織が、DNA鑑定で私の組織と一致することが認められたあと、病理鑑定に進むべきだ」と。

それで鑑定申請書の**鑑定事項には、「原告の身体の一部であった場合、乳癌組織が**

**認められるか。」と明記された。**

この意味はわかるでしょ。

**太郎：** うん。DNA鑑定で一致しない、つまり原告のものと認められない永久標本を病理鑑定して「癌組織あり」となっても、まったく意味をなさない。ということでしょう？

**桃子：** その通り。ところが、ここで不幸なことが起きる。原告の最初の代理人はこの順番の重要な意味を理解できなかったのか、DNA鑑定人と病理鑑定人との連絡を十分にやらなかったこともあって、先に病理医から病理鑑定が届いたの（平成11年11月）。病理鑑定結果は「癌組織あり」。

高裁の書面で「並木鑑定」という言葉がたくさん出てくるけど、それはこの鑑定書のことを指す。

そしてそのあとに届いたDNA鑑定（平成12年3月）は「本人のものと確定できなかった」。「支倉鑑定」とか「支倉・佐藤鑑定」というのが、これを指す。

**太郎：** ええーっ！でも、鑑定申請書に鑑定の順番のことが定められているから、DNA鑑定で本人のものと確定できないとなれば、「癌組織あり」の病理鑑定は無視すればいいのに。

**桃子：** まあ、そうなんだけど、永久標本を診た病理医の「癌組織あり」という並木鑑定書のインパクトは大きく、鑑定申請書での約束事とか論理を主張しても「標本は癌である」という事実は大きかった。

もし、最初の弁護士がテキパキとやっていて、支倉・佐藤鑑定書が先に届いて、病院や小坂が原告のものだとしてきた永久標本は、実は原告のものと言えないとなれば、裁判は早々と勝訴に終わっていたと思う。

**太郎：** 竹下さんにとって不幸な出来事だったんだね。しんみりするね。

**桃子：** まあ落ち込んでもしようがないから、弁護士を解任して、新しく渡辺彰悟弁護士と福地直樹弁護士に委任し、心機一転やる気を起こして再スタートしたの。渡辺弁護士は難民問題で活躍する正義派弁護士、福地弁護士は医療過誤に精通する弁護士で、いま話題のC型肝炎の薬害訴訟で活躍している。

**太郎：** 一度落ち込むと再びやる気を起すのは大変なことなのに、えらいねえ。

**桃子：** これぐらいのことで、そんな感想を漏らさないでよ。というのは、これからはまた逆転につぐ逆転劇。落ち込んだり元気になったり、山あり谷ありだったんだから（笑）。

**太郎：** わかりました（笑）。それから静岡地裁の裁判はどうなっていくんですか。

**桃子：** 病理鑑定では「癌組織あり」となったけど、DNA鑑定では病理鑑定のもととなった標本が「原告のものと確定できない」となったから、原告にとっては有利な材料だよな。それで、その主張を展開していくことになるの。

具体的には「被告は、原告が乳癌ではないのに乳癌だとして切除手術を行った。

これは故意傷害である」と、訴因を追加したんだ（サンケイ記事）。

#### 4. ミトコンドリアDNAが、“癌によって日本人から外国人へ変異”の怪

**桃子：** だけど、ひとつだけ「支倉・佐藤鑑定」には弱点があったの。あとでも再度触れることになるから、この鑑定の特色というか性格について説明しておくわね。DNA鑑定には、そもそも二種類あるのよ。一つは核DNA鑑定、もう一つはミトコンドリアDNA鑑定ね。

核DNA鑑定は親子鑑定や犯罪捜査に使われるもので、けっこう生々しい素材（現場に残っていた髪の毛とか唾液とか）が鑑定の試料になるの。精度はすごくいいらしいけど、古いものとか保存状態が良くないものはDNAが検出されにくいという欠点があるのよ。

これに対して、ミトコンドリアDNAはナウマン象とか古代の稲とかの鑑定に使われることからみても、古いものでも鑑定が可能という特色があるの。横田めぐみさんの遺骨（高温で焼いた組織）でもミトコンドリアDNA鑑定が行われたことは記憶に新しいと思う。

でも、やはり保存状態が悪い場合には精度を失う。そのこともあって同一人のものかどうかという鑑定になると、原理的には塩基配列が一カ所でも違ったら赤の他人ということにはなるけど、保存状態とかによって変異しやすいということから、塩基配列が2カ所違えば「別人物」と判断されることになっているの。

原告の場合、ミトコンドリアDNA鑑定で**塩基配列は3カ所違っていた**。

あるDNA鑑定の専門家は「支倉・佐藤鑑定書」を読んで「逃げた」と表現しているの。つまり、「ミトコンドリアDNA型については3個所の塩基で異なった」と記述したものの、原告の組織由来かどうか「肯定、否定、いずれの結論も得られず、検査不十分だったことになる」と踏み込んだ記述をしなかった。

**太郎：** つまり、「支倉・佐藤鑑定」は、病院側が竹下さんのものだと主張する永久標本（蟻潰けされた組織の塊）と実際の竹下さんの組織とを、ミトコンドリアDNAで鑑定してみると、まったく違うものだった、しかし、別人物だったとは断定できないということだった、ということでしょ？

ちょっとわからないのは、本人のものではないということになれば、別の人のだということにならないの？ AでなければA以外だ。論理的に言えばこうなるのだけど。

**桃子：** なかなか冴えてきたわね。太郎さんが指摘する通りなんだけど、前にも話したけど、ミトコンドリアDNAの特色というか欠点というか、それは変異しやすいということがあるんだ。だから、本人のものではないとは断定できるけど、塩基配

列が3カ所違ったのは他人のものだったか、それとも変異によってそうなったかは判断できないとしたわけね。しかしながら、1カ所違えば変異の可能性もありということになるけど、3カ所も違っていただけだから、「原告のものではない」と断定すべきだったと思う。

**太郎：**なるほど。でも、「支倉・佐藤鑑定」で「本人のものと確定できなかった」と判断されたのだから、裁判は俄然有利になったんでしょ？

**桃子：**そうなのよ。勝訴間違いなしと思った。それで、さっきも話した通り、故意傷害を訴因に加えたわけ。ところが・・・。

**太郎：**どんでん返し？　ここで先の落ち込みが来るわけだね。

**桃子：**そう。病院・小坂側の弁護士、高芝利仁弁護士もなかなかのもの。この人、損保の代理人としてよく裁判所に顔を出す人らしいけど、損保代理人にありがちなヤサグレ強面（こわおもて）の弁護士と違って、なかなかスマートな弁護士と言っていい。喜怒哀楽を極力顔に出さず、まあ有能な能吏といった感じかな。それはさておき、彼は書面を提出する。

その書面は、癌細胞は突然変異が起こりうるという英語論文なの。さすがDNA鑑定に精通した弁護士さんね。

**太郎：**ガクっ！

**桃子：**そうそう、原告側も一時はガックリした。

ところが、冷静に読んでみると、「癌細胞は正常細胞のDNAと比較して塩基配列が異なる場合がある」という一般論でしかない。被告側がこの英語論文を証拠として提出した意見書もすべて「塩基配列の違いが突然変異によるものか別固体に由来するものか判断することができない」というもので、かえって支倉・佐藤鑑定を補強するものだったの。

**太郎：**な～んだ。で、判決は？

**桃子：**その前に、DNA鑑定で面白い話を付け加えておくわね。原告の塩基配列は日本人特有のものだった。しかし、被告側が原告のものだと主張する永久標本の塩基配列は、日本人特有とされる塩基の部分だけが“変異”し、外国人特有のものになっていた。それもアンダーソンモデルという特殊な塩基配列にね。百歩譲って、仮に癌による変異があったとしても、癌による変異でアンダーソンモデルの塩基配列になるのは65万分の1の確率なのよ。

**太郎：**宝くじなみだねえ（笑）。

**桃子：**原告側は雑談で、小坂がアメリカあたりでアンダーソンモデルの組織を買ってきたんじゃないかと話していたわ。

**太郎：**まさかあ！

**桃子：**いや、DNA鑑定の専門家によれば海外ではアンダーソンモデルの標本が簡単に手に入るそうよ。だから、あながち突飛な推測とは言えないわよね。それはとも

かくとして、癌による突然変異なのか、海外から買ってきた組織だからなのか、それは状況証拠であったり推測にすぎない。はっきりしているのは、「原告を癌だとする証拠（永久標本）は原告のものだと言えない」という事実だけなの。これは被告側の意見書でも認めていることよ。

## 5. 故人となっていた病理の世界的権威を持ち出す怪

**桃子：** 裁判で争点となったことがもう一つあるの。

**太郎：** なに？ まだあるの？ DNAのことだけでもオツムがパンクしそうなのに。簡単に説明してね。

**桃子：** 小坂は裁判の途中から、「永久標本の病理診断をしたのは東海大の多田助教授だけでなく、浜松医科大学の喜納教授にも診てもらった。喜納教授も癌だと診断したから、原告が癌であることは間違いない」と主張するようになったの。いきなり浜松医科大学の世界的に有名な教授が出てくるのよ。

**太郎：** へえー。

**桃子：** おかしな話なの。だいたい、どこの病院でも生検で切り取った組織を永久標本にし、病理医が診断して、癌かどうかを判断する。清水病院の場合、小坂が診て、多田助教授が診て、癌だと診断したという。であれば、なにも問題はない。裁判の途中から、「実は浜医大の先生にも診てもらっていた」なんて主張する必要なんか全くない。

私は、多田助教授が手術前にほんとうに診断したのかどうか疑っている。原告が市のモニターで自分の体験を綴り、小坂邸に呼ばれた話はしたわね。この時、小坂はいずれ提訴される可能性もあると考えたと思う。前にも言ったけど、原告の提訴の前にすでに久保山さんから裁判を起こされていたからね。

それで、多田助教授に“原告のものだとする永久標本”を渡し、診断書を書いてもらった。日付を遡らせてね。だけど、当時、病理医は非常勤で、東海大から週2回、火曜と金曜しか来ていなかったからその曜日に合わせなければならなかったわけね。それが1月8日（水）の手術の前日である1月7日火曜日の日付になったと推測している。

12月27日（金）の生検の後、年末年始休暇がはさまっていて、手術前の日付となると、1月7日（火）の日付にしかできない状態だからね。このことはとても重要で、後から触れるから覚えておいてね。

**太郎：** わかった。だから、証拠保全をしたときに1月7日付の多田診断書があったというわけだね。

人間って、後ろめたいことがあると、あとで取り繕ったり、言い訳を付け加えた

りするじゃない。

**桃子：** そうそう。小坂は、念のため、病理の権威である浜松医科大の喜納教授に診てもらったと言うけど、清水病院は当時、東海大の病理から病理医を派遣してもらっていた。東海大の病理のトップは、日本でも有名な長村義之教授。念のためなら、面識のある長村教授に診てもらえばいいはずで、年末の仕事納めの日に世界的に有名な浜医大の喜納教授に頼む必要なんかないし、話があまりにも突飛すぎる。実際、詳細は省くけど、裁判で小坂は長村教授と懇意にしていることが明らかになっているからね。

**太郎：** 小坂さんは喜納教授と友だちだったというわけではないの？ それに喜納教授が診たというのなら、喜納さんに法廷で証言してもらえばいいだけじゃないの？

**桃子：** ところが、喜納教授はすでに亡くなられていたの。だから、小坂と面識があったかどうかも含めて、証言してもらうことはできないの。小坂側は死人を持ち出してきたというわけ。

**太郎：** へえ。じゃあ、どうすれば主張を崩せるの？

**桃子：** 原告は苦勞して喜納教授の遺族を探し出したの。

**太郎：** 竹下さん、すごい。

**桃子：** 奥さんが東京にいらっしゃってねえ。奥さんはしまってあった喜納教授の手帳と日記を取り出して下さったの。喜納教授は几帳面な人で、克明に記録を残していたの。太郎さんが、さっき「友だちだったのか」という質問をしたわよね。手帳と日記には確かに小坂の名前があったの。そこには「とりしきっているらしい」とか「Dr 小坂がやっている。不思議だ」とあって、小坂に頼まれて講演したことはあったらしいけど、決して、小坂のことを快く思っていないと受け取れる書き方だった。

**太郎：** 親しくはなかったわけだね。じゃあ、やっぱり変だねえ。

**桃子：** うん。浜医大は国立大で、喜納教授は東大出身。よほどのルートがないと、頼まれても応じないわよ。喜納さんの後輩の教授によれば、皇族ならば、急な依頼でも受けるかもしれないということだったけど。しかも、迅速標本（本来ならば手術中に病巣の広がりを調べるために作る標本。癌の診断に使う標本ではない。）を事前の約束なしで診るなんてありえないし、喜納教授の克明に記録された手帳や日記には、小坂から病理診断を頼まれて診断したという事実が書いてないの。もちろん証拠となる病理レポートもない。

**太郎：** 小坂先生の主張は、ますます怪しい。

**桃子：** そうなのよ。

小坂はどのようにして喜納教授に診断してもらったのか。彼によると、12月27日（金）に原告の生検手術をした後、出来上がった迅速標本を持って清水病院からタクシーで静岡駅へ行き、新幹線で浜松へ行った。浜松駅からタク

シーで浜松医科大へ行って、事前の約束なしで喜納教授の部屋を訪れ、迅速標本の診断をしてもらって、翌年の1月6日に永久標本を届けるから、その永久標本も診断して欲しいと頼んだ。

そして、1月6日（月）に清水病院の小坂のところへ年始回りに来た製薬会社の社員に永久標本を持たせて、浜医大の喜納教授のもとに届けてもらった。それで、その日に電話して、喜納教授から診断結果を聞いた。－というもの。

迅速標本についても裁判の争点となったけど、ちょっと煩雑になるので省略するわね。

それで、原告は、喜納さんの手帳・日記に基づいた喜納さんの足どり・所要時間を、当時の時刻表や天気図を見ながら調べたの。

その結果、**12月27日に小坂が喜納教授に会ったという主張は、完全に覆すことができた。**

つまり、小坂は清水病院を9時半過ぎに出たと裁判で証言している。出発してからタクシーや新幹線を乗り継いで喜納教授の研究室に着くまでの所要時間を調べると、最短でも到着するのは午前中ぎりぎりだからね。しかも、小坂は喜納教授に診断をお願いするのに事前の約束なしだったことを裁判で証言している。つまり、いるかどうかわからないのに、タクシーや新幹線を使って、突然、浜医大の研究室を訪ねた－というわけなの。

片や、喜納教授はこの日は仕事納めで、午後には東京の自宅へ帰る予定だった。午前中は磐田市にある磐田総合病院での通常の仕事のために、日記には「am イワタへ」、手帳には「10 イワタ」と書かれていた。だから、午前10時に磐田へ着いていたわけ。

**太郎：** じゃ、小坂先生が竹下さんの迅速標本を持って喜納教授の研究室に到着した時には喜納先生は浜医大にはいらっしやなくて、すでに磐田病院にいらしたということだね。

**桃子：** そう。だから、小坂が12月27日に喜納教授に出会えていないとなると、小坂が主張していた1月6日に喜納教授が診断したという主張も崩れる。

## 6. いつの間にか本人の標本だと断定してしまう佃判決の怪（地裁判決）

**太郎：** そうすると、DNA鑑定で永久標本が竹下さんのものではないことが証明できて、喜納教授の病理診断もなかったことになって、判決は当然、竹下さんの勝訴になったはず。

**桃子：** それが違うの。裁判長は佃浩一。よく覚えておいてね。  
昭和22年生まれの佃裁判長は、東京地裁の統括判事を経験している。

少しはまっとうに判断してくれるのではないかと期待するじゃない。  
佃裁判長の判決文は簡単に言うと、こうなの。

標本のDNA鑑定について

「支倉・佐藤鑑定」では「肯定、否定、いずれの結論も得られず、検査不十分だったことになる」となっている。

被告側意見書では「癌細胞は突然変異が起こりうる。よって、支倉鑑定による塩基配列の違いは癌による突然変異によるものか別固体に由来するものか判断することは困難」となっている。

と整理したうえで、判決文ではいきなり、

「12月27日に作製された組織標本は原告由来のものと考えられ、これが原告由来のものでないということは到底できない」と事実認定して、  
よって「原告が乳癌であったことは否定できないというべきである」と結論づけている。

太郎： えっ！ なにそれ？

桃子： 地裁判決は読みにくいけど、よく読むと、いま話したような結論になっているの。  
サイトにあるから読んでごらん。頭が痛くなるから。

太郎： じゃあ、喜納教授の診断については？

桃子： 診断書等の証拠がないことは認めながらも、「小坂の主張は筋が通っており、これを虚偽とする根拠はない。」「(原告の主張は)確定されてない事実を前提にして一方的な推測をしているもので、採用できない」で、終わり、まったく何の根拠も示すことなく喜納教授の診断は事実として有ったというんだ。原告は、喜納教授の日記や手帳を証拠として提出しているにも関わらずよ。

太郎： ええ！

桃子： しばらくは意味がわからず、原告も原告代理人も啞然茫然だった。  
その後、判決文を子細に検討したら、間違いがいくつもあったの。一番ひどいのは次の点。証拠保全の結果を話した時に、重要だから覚えておいてと言った多田診断の日付についての解釈なの。

小坂が原告と**家族に説明**したのは**1月6日(月)**。

カルテにある**多田診断**の日付は**1月7日(火)**。

**手術**は**1月8日(水)**。

小坂の主張は、1月6日に喜納教授から診断結果を聞き、癌だと診断し、家族に説明した。翌1月7日には、多田助教授に病理診断をしてもらったという。

小坂は法廷でも「6日は喜納教授、7日は多田医師が診断した」と、証言して

いた。

しかるに、**佃裁判長は、1月6日に喜納教授から癌だと診断結果を聞き、同じ日に多田医師も乳癌と診断し、多田医師は翌7日付けでその診断書面を作成した一と、認定したんだ。**

つまり、佃裁判長は1月6日に喜納教授と多田医師の2人の病理医が永久標本を診断したと認定している。

1月6日に多田医師が病理診断したという証拠はどこにもないし、小坂も含め誰も言ってない。もちろん喜納教授が診断した病理診断結果の証拠も何も残っていない。佃裁判長の創作なのよ！そうしないと判決文が書けなかったんでしょう。

**1月6日の家族への説明の前に存在する病理診断など、まったくないのだから。**

**太郎：**ほんとに喜納教授が診断した12月27日と1月6日の病理診断結果の証拠はないの？ 小坂の主張だけなの？

**桃子：**そうよ。佃裁判長も「**確かに喜納教授が診断をした結果としての診断書等の書面は存在しない**」と判決文にはっきりと書いてる。喜納教授に診断してもらった標本の現物だってないんだ。小坂は迅速標本も永久標本も喜納教授のところへ置いてきたから喜納教授が処分したと思うと証言している。

**太郎：**喜納教授が診断した証拠もなければ、診断したという標本もない。そして、喜納教授の日記やメモは無視し、それでいて「喜納教授は診断した」と判決文に書く。もう、メチャクチャだねえ。

## 7. 「病床利用率が100%を超える」 & 「乳癌は清水の風土病」の怪（問題の背景）

**太郎：**小坂医師の異常さは理解できたけど、なんでそこまでするのか、現実のこととして受け止めることができない。

**桃子：**そうね。背景には病院の財務状況を見逃すわけにはいかないわ。清水病院は平成元年に現在地に新築移転し、病床数がそれまでの2倍の500床の大病院に生まれ変わった。このバブル期の新築移転が負担になって累積赤字が膨らみ、赤字解消に躍起になっていたことと、小坂問題は密接な関係があるとみていい。

**太郎：**どういうこと？

**桃子：**原告が手術を受けた当時、小坂が乳癌の名医として君臨し、外科病棟の病床利用率は100%を超えていた。

**太郎：**ベッドの利用率が100%を超える？

**桃子：** そう。外科病棟では患者を退院させた同じ日に、別の患者を同じベッドに入院させていたから100%を超えていた。とりわけ乳癌の手術件数が多かったから外科病棟の半数以上は乳癌患者で溢れ返っていたの。

**太郎：** なんで、そんなに乳癌患者が多いの？

**桃子：** 地元の静岡けんみんテレビ（現静岡朝日テレビ）が「ストップ乳がんキャンペーン」を昭和63年に開始した影響は大きかった。なぜか、小坂はこのキャンペーンの先頭に立ってテレビに出演し、県内各地で講演をして検診を呼びかけた。清水病院でも毎年講演会を開き、講演会の最後には決まって司会者が、「乳癌は増え続けています。今日、ご自宅に戻られたら家族の方、ご近所の方に検診を受けるように話して下さい」と、呼びかけた。それに呼応するように地元では、市役所が広報や自治会の回覧板を通して検診を呼びかけ、「テレビに出ている先生」のもとに患者がどっと増えた。

平成4年に出版された『医者がすすめる専門病院・静岡県版』（ライフ企画）に小坂は顔写真入りで登場し、平成8年には別冊宝島『病院ランキング東海・中部・北陸版』（宝島社）の乳腺部門でも8位にランクされたりした。それらのコピーを講演会会場で配ったり、外科の待合室に別冊宝島のランキング表を貼り出したりしていたから、「乳癌の名医」の座は揺るぎないものになっていったんだ。

**太郎：** 検診が窓口になって患者が集まったわけだね。で、具体的に手術件数を教えて欲しい。

**桃子：** うん。小坂の乳癌手術件数は1年間で90件前後。お正月とお盆休みを除いて、週2回の手術日毎に乳房を切っていた計算になるの。

**太郎：** えーっ！ということは、3日に1回のペースで・・・！！。

**桃子：** 原告が提訴する前年の平成7年に静岡県立総合病院の医師が乳癌について講演したことがあった。それによれば、静岡県内の乳癌の症例数は年間で600人。内訳はそれぞれ近隣市町村との合併前だけど、静岡市（人口48万人）が90、浜松市（人口54万人）が97、沼津市（人口21万人）が50、富士市（人口22万人）が45と、症例数はほぼ人口に比例している。人口1万人に対してほぼ2例という割合でしょうね。

乳癌に罹患しても全症例に対して手術が行われるわけではないだろうから、症例数より手術件数の方が低くなるはず。そこで、清水病院の乳癌手術件数の推移を紹介するね。

人口24万人の旧清水市の場合、清水病院だけで乳癌手術件数が、**新築移転前が55件（昭和63年）**で、人口がほぼ同じの沼津市や富士市と並ぶ。

ところが、翌年の新築移転以降、手術件数は急増しているの。

**77件（平成元年）**、85件（平成2年）、**90件（平成3年）**、94件（平成4年）、95件（平成5年）、93件（平成6年）、94件（平成7年）、89件（平成8年）、

**80件（平成9年）、81件（平成10年）、49件（平成11年）**となっている。

**太郎：** すごいねー！市の人口が増えているわけではないのに、**病院を新築移転しただけで乳癌手術が1.4倍**になったなんて、信じられない！

**桃子：** そうね。いくら名医の下に検診で患者が集まったにしても信じがたいわね。久保山さんの奥さんが手術を受けて亡くなったのが平成元年。原告が手術を受けたのは平成4年だけど、1月だから平成3年の件数に含まれる。“乳癌患者増産体制突入時期”だったことがわかる。

旧清水市には総合病院がほかに2つあって、それらの病院でも乳癌の手術はある程度行われていただろうから、それを合わせればもっと増える。異常な現象だよ。病院職員の間で**「乳癌が清水の風土病」**と言われていたわけね。

**太郎：** ひどい話だね！

**桃子：** 乳癌で売上増加を目論んだとしか考えられない。新築移転が負担となって平成7年度の前年繰り越し欠損金が11億円に膨らんでいた。ところが、小坂が副院長に昇格して黒字に転換し、平成9年度には累積赤字を4億円までに圧縮し、赤字一掃目前まで快進撃を続けてきたの。

**太郎：** 小坂さん大活躍だったわけだね。

**桃子：** 出世して職員や看護婦たちに絶大なる影響力をもつようになっていった。苦情を聞いていた議員も声を上げることができなかったと聞いている。売り上げ路線を突っ走り続けるためには、市のモニターとして声を上げてきた原告を何が何でも押さえ込みたかったわけよ。

**太郎：** そうか。で、快進撃が続いたの？

**桃子：** ううん。平成9年から手術件数が減少に転じている。これは、原告が提訴した影響と考えられる。

こうして竹下裁判の背景をみると、市が病院の売り上げを維持するために是が非でも裁判に勝たなければならない状況がよくわかるはず。

**太郎：** そうか、そういうことだったのか。

**桃子：** 平成11年に手術件数がほぼ半減しているのは、小坂が退職処分になっていなくなった影響と考えられる。

**太郎：** えっ、小坂さんがなくなったの？

**桃子：** うん。原告の裁判や久保山さんたちとの活動もあって、清水病院の実態がマスコミに取り上げられ、その記事が市議会でも問題になった。『別冊宝島』に書かれたことから、『宝島議会』と言われている。

議会議事録に載ってるけど、記事に対する抗議行動が起きるかと思ったけど、逆に、**議員から「清水病院で乳癌と言われ、他の病院へ行ったら乳癌ではなかった人が3人いる」**という発言が出る有り様だったの。

**市長は**記事の真偽を確かめるため、直々に医者や看護婦たちを集めてヒヤリング

調査をやった結果、**小坂に問題ありとなって、退職処分にした**。でも、市長が問題にしたのは小坂のいわゆる「検査漬け医療」が明らかになったからだというけど、売り上げの功労者をクビにするくらいだから、推測するに標準治療から外れた治療も知ったはず。市はくさいものに蓋をして、小坂を切ったことで終わりにしたかったんだね。

**太郎：** ひどいね。売り上げに貢献してきた小坂さんをクビにして問題をウヤムヤにするなんて。

ところで、小坂さんはどうしてるのかなあ？

**桃子：** そうね。原告や久保山さんたちは、小坂の赴任先へ清水の風土病の乳癌が飛び火するのではないかと心配した。ところが、500床ある公立病院の副院長まで務めた「乳癌の名医」は、退職後、リハビリ中心の病院を転々としていることがわかった。その中のひとつである伊豆韮山温泉病院では院長を務めたけど、現在は閉鎖となっている。リハビリ病院だから、メスを持たないことは安心ではあるけど、清水病院での問題がウヤムヤのまま許されるものではないわ。

**太郎：** 売り上げに貢献した市の功労者なんだから、正しいことをやっていたのなら、「乳癌の名医」でいればいいはず。なんでクビにされて、リハビリ病院の院長になってしまうのか不思議だけど、裁判の背景に病院の赤字解消があったことはわかった。

**桃子：** 小坂がいれば風土病と言われるくらい乳癌が増えて、いなくなれば風土病じゃなくなる。そのカラクリは、「神のみぞ知る」じゃなくて、「小坂だけが知っている」ね。

**太郎：** それにしても市は、その現実を重く受け止めるべきだよ。

**桃子：** じゃあ、裁判の話に戻るわよ。

## 8. 技術不足自認鑑定人によるDNA鑑定結果の怪（東京高裁編）

**太郎：** 当然、控訴ですよ。

**桃子：** うん。

**太郎：** 東京高裁では何を主張したの？

**桃子：** 佃判決のおかしな点を主張するよりも、「癌による変異」と決め付けた判決を崩すために、標本にある組織を、正常組織と、変異の可能性のある癌組織とに切り分けて、再度、DNA鑑定をしてもらったほうがいと判断し、再鑑定を申請したの。それが認められて、親子鑑定などをよくやっているTSLが鑑定することになった。裁判所が推薦した民間の鑑定機関よ。

**太郎：** 良かったね。いよいよ真実がさらけ出されることになるね。

**桃子：** 高裁段階では裁判所に提出された証拠・主張がこのサイトにアップされている。それを読んでもらえば理解できると言いたいところだけど、さして意味のなかった証拠とか主張もあるの。だから、全部に目を通すと、よけい混乱するかもしれないね。

**太郎：** どういうこと？

**桃子：** 病院側が高裁に提出した永久標本が、静岡地裁に提出した時のものとは違って、加工された永久標本が提出されたのではないかと疑ったことが大きい。それと、T S L が小坂の知り合いの東海大の長村教授の息がかかっているという噂が慶応の病理医局（長村の出身医局）で流れていて、T S L の鑑定が信用できるものかどうかを疑ったこともある。それで、その疑いをもとに釈明を求めたり、T S L の鑑定に条件を付けたりしたのよ。

**太郎：** なるほど。じゃあ、途中経過は省略するとして、鑑定結果はどうだったの？

**桃子：** 9 2 2 万分の 1 の確率で、永久標本は原告由来のものと結論づけられたの。

**太郎：** えっ！

**桃子：** 原告も弁護士もものすごくガックリしたわ。関心を示していたマスコミも急に去っていった。

**太郎：** かわいそうに。

**桃子：** ところが、よくよく考えてみると、やっぱりおかしいんだ。

**太郎：** なにが？ 9 2 2 万分の 1 の確率が出ている以上、何を言っても、それはイチャモンにすぎないんじゃないの？

**桃子：** ううん、そうではないんだ。DNA 鑑定の説明で、核 DNA を調べる方法とミトコンドリア DNA を調べる方法の 2 つがあると話したでしょ。

**太郎：** うん。核 DNA は保存状態が悪かったり古いものだと・・・ええと、なんだっけ。頭悪いからすぐに右から左に・・・(笑)。

**桃子：** 笑ってごまかさないうで (笑)。  
核 DNA は保存状態が悪かったり古いものだと検出されにくいという特徴がある。でも、新鮮なものだと精度が高いので、親子鑑定でよく使われている。血液とか口腔粘膜を取って調べるから新鮮このうえない。  
その逆に、ミトコンドリア DNA は比較的古いものでも検出されるという特徴がある。さっき、横田めぐみさんの例を持ち出したけど、北朝鮮が提出した遺骨は、高温で焼かれたあとの骨だったのに、帝京大学が「ミトコンを検出できた！」と発表したでしょ。

**太郎：** うん。科学の力はすごいなあと思ったよ、あの時。

**桃子：** 「支倉・佐藤鑑定」は、最初は核 DNA の検出を試みたけど、うまくいかなかった。でも、ミトコンドリア DNA の検出には成功し、それで塩基配列を調べることができた。

**太郎：** 核DNAは試料が新鮮なものでないと検出できず、ミトコンドリアDNAは古いものでも検出できる。だったら、「支倉・佐藤鑑定」で核DNAが検出できなかったのは自然だということですね。

**桃子：** そう。原告の永久標本だと言われているものが原告のものだとすれば、平成3年のもの。時間も経っているし、それにホルマリン漬けにされたこともあってDNA鑑定にとって保存状態は決して良くはない。だから、「支倉・佐藤鑑定」で核DNAが検出できなかったのは当然といってもいい。ところが、T S Lは、ミトコンドリアDNAは検出できず、核DNAは検出できたという。

**太郎：** 逆じゃない！

**桃子：** そうなのよ。一般的な法則というか経験則に反しているんだ。

**太郎：** やはり、何らかの人為的な手が加えられたということ？

**桃子：** 最初は疑ったけど、いろいろ検討した結果、原告側はそうではないだろうという結論になったの。

**太郎：** じゃあ、どういうこと？

**桃子：** つまり、T S Lは核DNAによる親子鑑定を得意としているけど、古い標本のミトコンドリアDNAの解析をした経験がなかったと解釈するしかないのよ。

**太郎：** なぜ、経験がないの？

**桃子：** T S Lは民間の会社で、ニーズがあって企業が成り立つ。めったにない特殊なものをやっていたら経営が成り立たないでしょ。アメリカで缶詰の中に入った毛髪が誰のものか再発防止のために従業員を特定するためにミトコンドリアDNA鑑定が使われた話を聞いたことがあるけど、缶詰だから高熱処理されている。それでもミトコンドリアDNAが検出されて解析できるんだね。だから、そういうのでは民間鑑定機関の需要があるんだろうけど、日本ではそうした需要がまだないため、ほとんどの民間の検査機関がミトコンドリアDNA鑑定を受け付けていないの。

**太郎：** だけど、**T S Lは裁判所が推薦して引き受けた**んでしょ？

**桃子：** そうよ。裁判所が打診した大学の研究機関でさえ今回の鑑定を断ったと聞いている。それなのに、T S Lは自信を持ってやりますと言って引き受けたそうよ。今から思うと、売り上げと実績作りのためとしか思えないわ。途中から、最初の勢いはどこへやらという感じになっていったそうだからね。

**太郎：** そういうことだったの。で、核DNA鑑定のレベルのほうはどう？

**桃子：** それは、核DNAによる親子鑑定を商売にしているんだから得意だと思う。しかし、12年前の永久標本となると、どうだか・・・。

**太郎：** はっきり言ってよ。

**桃子：** うん。やはり同じ時期に、T S Lが別の事件で7年前に作られた標本から核DN

Aを検出できなくて技術不足を自ら認めて関係者に謝罪してるんだ。しかも、謝罪したのは、原告の鑑定をやった同じ神山清文鑑定人なの。(甲117-2:保土ヶ谷事件書証)

だから、原告のものとするれば、神山鑑定人が別事件で核DNAを検出できなくて謝罪した標本より5年も前の標本だから、核DNAが検出できたなんて信じられないわよ。

**太郎:** へえー、そんなことがあったの。(上告理由書の別表2)

**桃子:** それだけじゃないんだ。

高裁の審理が終わってからわかったことなんだけど、TSLが原告の鑑定をやっていた時期に、大阪の太田真美弁護士が相談者からの依頼で10ヶ月前に作られた乳癌のパラフィンブロックのDNA鑑定をTSLに引き受けてもらえないか尋ねたところ、断られているの。「かつてはやっていたけど結果が納得できなかったから、これからは引き受けないことにした」ってね。(甲123号証:大田報告書)

**太郎:** どういうこと?

**桃子:** 核DNAは簡単に言えば、15項目ルーカスについて解析するんだけど、原告のものとする標本では5項目しか解析できなかった。だから、原告の鑑定のことを指して納得できなかったーと言ってるのではないかと思う。

## 9. 「TSL鑑定は非科学的」の意見を無視し、病理診断の判断を回避した高裁判決の怪

**太郎:** なるほどね。状況からすれば、TSLの鑑定そのものに疑問がわくけど、決定的ではないね。「922万分の1」を崩すことはできない。

**桃子:** そうなんだ。

ところが、TSL鑑定、つまり「922万分の1の確率で永久標本は原告由来のものだ」と結論づけたTSL鑑定そのものが、まったくの非科学的なものであるということがわかったのよ。

**太郎:** いったい、どういうこと?

**桃子:** サイトにある控訴書面一覧の「押田意見書」を見て欲しい。ちょっと専門的なところもあると思うけど、同じ一覧にある「TSL鑑定書」のピーク図と見比べて読めば、素人でもおかしいことにすぐに気付くはずよ。

「押田意見書」では、TSLが「陳旧資料からのDNA型鑑定を行うだけの十分な技術と経験を持っていない」として、具体的に問題点を指摘している。

第1に手続き上の問題をあげて「国際的にも通用しない」と断じている。

第2に、XYの解析(AMEL:Amelogenin)について、その部分の解析を分析す

ると、「竹下口腔細胞についてはXのアリルピークは一本であるのに対して、小坂側が原告のものとして出してきたパラフィンブロックから切り出した標本の正常細胞と癌細胞ではXについて2本のアリルピークがみられ」るけど、本来は1本のアリルピークがみられるのみで、この結果は「テクニカルエラーであるか、試料の汚染（混入）」であるとしている（甲124・2頁）。

第3に解析の感度についても通常の数値よりも非常に高く設定されていることから不慣れな状況が指摘されている。

第4に、STR法による核DNA解析の場合、1試料に混在がなければ1ローカスにおけるピークは2本（ヘテロ型）または1本（ホモ型）であって、それ以上はないはずであるのに、今回のティーエスエル鑑定には、3本あるいはそれ以上のピークが見られることが指摘されている。

「これらもテクニカルエラーの可能性があり、ありえないピークが存在している」ということで、「**かかる解析の精度が疑われることになり、私たちが通常施行しているDNA鑑定ではこの解析はやり直しということになります**」と、押田意見書では解析の手法にテクニカルエラーの可能性を指摘し、本来ならばやり直しということになると指摘している。

そして、核DNAが検出できてミトコンドリアDNAが検出できなかったことについても、不自然と思われると指摘している。

だから、**事実認定の基礎としてT S L鑑定を用いるには適しないことがわかったんだ。**

**太郎：** そうだったのかあ。だったら、高裁判事も納得したでしょうに。

**桃子：** ところが、この「押田意見書」を高裁に出したのは、審理が終結してから、つまり結審してからだったの。

**太郎：** なにかで読んだけど、結審したあとに、どんなにすごい証拠を出しても法的にはダメだって。T S L鑑定を覆す決定的な意見書が出せたというのに、残念というしか……。なんだか、竹下さん、かわいそうだね。

**桃子：** そんなに結論を急いで感情的にならないで欲しいな。結審から裁判官が判決を書くまでに期間がある。そのときに重要な証拠が出た場合、どうなるのかという問題があるんだ。

**太郎：** 少し、頭が働き出した。刑事事件の例を出したほうがわかりやすいですね。結審したけど、そのあと真犯人が名乗り出てきたとか、重要な証拠、血のついたナイフが出てきたとか、そういう場合、裁判所はどうするかということだね。

**桃子：** （やや冷や汗）う、う～ん。まあ、似ているといえば似ているかなあ。でも、刑事と民事とでは「訴訟法」がちょっと違うところがあって……。

**太郎：** 偉そうにしないでよ。だいたい、僕は、法律に詳しい人って、あまり好きじゃないな。いかにも自分たちだけが法律のことは知っていて、知らない人をバカにす

るようなところがある。桃子さんだって、そうだよ。

**桃子：** そ、そうか。ごめん。これから気をつけるね。

最高裁の判例にもあるんだけど、**結審したあと、重要な証拠が出てきた場合、弁論再開つまり法廷を再開すべきだ**ということになっているんだ。

**太郎：** 当然ですね。

**桃子：** だから、結審後に明らかになった事実として、さっき話した太田弁護士がT S Lに鑑定を断られたことと、T S L鑑定に証拠価値なしとした押田意見書をもとに弁論再開を求めた。重要な証拠だからね。にも関わらず、再開を認めてもらえなかったんだ。

**太郎：** ひどいねえ。ところで病理診断のことだけど、喜納教授や多田医師の病理診断についての地裁判断ミスを、高裁はどう判断したの？

**桃子：** そう。よく気がついたわね。高裁判決はT S L鑑定に全面的に依拠したために、「**原告は真実に乳癌であった**」と断定して、「**病理診断の有無、時期について判断しない**」と、

喜納教授の病理診断はもとより、多田病理診断についても、裁判所は全面的に判断を回避してしまったんだ。

**太郎：** ひどい！

## 10. “怪”についてあばいた上告理由書（上告編）

**太郎：** じゃあ、上告では癌のことを問題にしたの？

**桃子：** そうよ。それだけではなくて、これまでのいくつかの“怪”（不思議）について問題にし、解明したのよ。

**太郎：** 全部、解き明かすんだね！

**桃子：** そう。だけど、ここまで主張が認められないと原告も落ち込むよね。どうしたらわかってもらえるのかとか、これ以上わかってもらうのは無理じゃないかとかね。それでT S Lのことで話をした大阪の太田真美弁護士と、やはりT S Lのことで相談したことがある大阪の佐野久美子弁護士に相談したんだ。

**太郎：** おふたりとも女性だから男性とは違った見方をされるのではと考えたんだね。

**桃子：** そうね。

**太郎：** それでどうだったの？

**桃子：** おふたりとも同様に、裁判官の常識を超えたひどさで、上告すべき事案だと話したそうよ。別の乳癌訴訟で最高裁判決を勝ち取っている太田弁護士と、裁判官生活が長かった佐野弁護士からの意見だったから原告は勇気付けられたわよね。しかも佐野弁護士は弁護団に加わったのよ。

**太郎：** で、どうなったの？

**桃子：** 最高裁は上告理由書という書面を調査官が読んで、弁論を開くのか棄却するのか判断するから、その上告理由書に今までの主張を全部盛り込むことになったの。

**太郎：** たいへんな作業だね！

**桃子：** そうよ。原告は地裁で8年、高裁で2年がんばってきたんだから10年越しの総まとめよ。

**太郎：** 10年！すごいね。

**桃子：** 民事は原告に立証責任があるから、主張についての証明を全部しなければならないからね。原告の場合、癌がないことを証明しなければならない。つまり元々証拠がないことを証明しなければならなかった。それだけでも大変なのに、そこへもってきて小坂側が次々と辻褃合わせとしか思えない主張や、新しい証拠を出してきたから、それらもつぶさなければならなくなったために論戦が続き、ひじょうに煩雑な裁判へと変貌していったんだ。

それで、高裁段階までは手術手技の問題だとか後遺症の問題だとかも主張してきたけど、上告にあたっては、「癌ではなかった」の主張だけにしぼったのよ。

**太郎：** わかった。で、上告理由書の内容について説明してくれる？

**桃子：** サイトにあるからそれを読めばわかるけど、まず、「はじめに」として、竹下裁判が原告だけの問題ではないことをアピールした。前にも言ったけど、先に久保山さんが裁判を起こしていたと言ったでしょ。彼の亡くなった奥さんのカルテも原告のとまったく同様に触診所見が空欄なのよ。

ほかにも裁判の背景で話したけど、清水病院で乳癌と言われて他の病院へ行ったら乳癌ではないと言われた人が3人いると、市議から議会で報告されてる。

小坂は3日に1人の割合で、どんどん乳房の切除手術を行っていた（病院年報・手術件数）。小坂が去ってから乳癌の風土病説がなくなった。その謎が竹下裁判に凝縮されているとみていい。だから、常識では考えられないことが起きていたことを上告にあたって「はじめに」で書いて、裁判官の頭の切り替えを促した。

**太郎：** ほんと、信じられない。竹下裁判の陰にどれほど多くの被害者がいるかわからないね。

**桃子：** そうなのよ。だけど、被害者が気付いて原告のように疑問をもって声を上げるし誰にもわからない。

**太郎：** じゃあ、竹下さんのほかにも声を上げている被害者がたくさんいるの？

**桃子：** ううん、いない。

**太郎：** ええっ、どうして？

**桃子：** 考えてもごらん。女性が「乳癌手術を受けました」なんて人に言える？ しかも「神のみぞ知る」としか聞かされていない。

**太郎：** そうだね。絶対に言えない、内緒にするよね。

**桃子：** そうですね。女性が絶対に言えないところにつけこんで売り上げを上げていたとしか思えない。

**太郎：** 議員さんの話以外にも具体的事例はあるの？

**桃子：** 原告が裁判を起こしてからわかったんだけど、小坂に乳癌と診断されて手術を受けた患者が、病理検査結果で癌ではないことがわかって、放射線科の医師が放射線治療を拒否した患者がいたんだ。このことは、清水病院に勤務していたことがある慶応大学病院の近藤誠医師によって証明されて、地裁段階で裁判所に証拠としてカルテのコピーを出しているのよ。小坂が病理検査を軽んじてたり、無視していたことは明らかね。

**太郎：** ええーっ、恐ろしい。まさか医者が病院の中で、しかも公立病院となると、「まさかそんなことが・・・ありえない」って思ってしまうんだろうね。

**桃子：** そうよ。常識の壁とでも言うのかな。鑑定中に塩基配列の違いに直面したDNA鑑定人が同じせりふを口にしていたそうよ。

**太郎：** 竹下さんにとっては理不尽そのものだね。

**桃子：** そう。だから、真実を求めて10年以上もがんばっているのよ。

**太郎：** 絶対に勝って欲しいね！

**桃子：** 第2章では初診からの診療の経過を丁寧に書いた。私たちの問答に出てくる内容で、これを読めば事実経過からも乳癌の証拠がないことがわかる。

第3章ではT S L鑑定の問題点を取り上げてるわ。東京高裁編で縷々話したとおり。結審後に、T S L鑑定に証拠価値がないことがわかって、弁論再開を申し立てたにも関わらず再開しなかったことについても、最高裁判決を引用して違法を説いてる。それと、地裁で行われた病理の並木鑑定、DNA鑑定の支倉・佐藤鑑定も列記して鑑定結果からわかったことを説明するとともに、T S L鑑定が本来の目的である支倉・佐藤鑑定の検証の目的を果たさず無意味であることを主張している。

第4章では高裁判決がT S L鑑定に全面的に依拠して、病理診断について判断を回避したことについて、審理が十分に尽くされていないと指摘した。

つまり、証拠が何もない喜納教授の診断を認めたことや、1月6日に多田医師が診断したという判断ミス判決の指摘をし、**結局、小坂側が主張する病理診断はいっさい存在しなかったことを指摘している。**

**太郎：** 裁判所に絶対にわかって欲しいね。

## 11. 最後の砦となるかーご注目！

**桃子：** 病気じゃないのに嘘を言われて病気にされてしまった場合、患者として防ぎよう

がないし、裁判に訴えても、こんなに救いようがない裁判になってしまう。癌の所見が何もないのに手術して、癌の標本のDNA鑑定で塩基配列の違いを指摘されたら「癌によって変異した」でまかりとおってしまって、原告は裁判所でも癌にされてしまった。

さっき言った、癌ではないのに癌だとして手術された患者のカルテを、病理を無視、あるいは軽視していた証拠として裁判所へ出した時、裁判官は、「原告のものではない証拠を出して、原告は何を言いたいのか」と言ったそうよ。また、DNA鑑定で塩基配列が一致しないことがわかった時には、

「標本が原告のものではないからといって、原告が癌ではないという証明にはならない」と言ったという。

確かにそうだけど、裁判所を説得するための「**癌ではない証明**」の難しさに翻弄された裁判と言える。

嘘をついてはいけないことや、後出しジャンケンがいけないことくらい子供でもわかるのに、裁判所はカルテに記載がなくて小坂側が後から言い出したことや、出してきた証拠をすべて認めた。これじゃあ、カルテは何の意味も持たない。病院勝訴のままでは、癌の所見が何もなくて手術していいというお墨付きを裁判所が与えたことになる。平和な日本でこんなことがあってはならない。日本の医療裁判史上に残る事件よ。何のお咎めもなしで、風化させてはならないのよ。

**太郎：** 竹下さんが声を上げなかったら、ここまで明らかにならなかったわけだね。

**桃子：** それもそうだし、乳癌が清水の風土病として蔓延し、もうけの対象になり続けた可能性は大きかった。両方の乳房をとられた女性は何人もいるという。女性の弱みに付け込んだ悪質な犯罪よ。

**太郎：** 是が非でも竹下さんには裁判に勝ってもらわないと。女性の敵を許すことはできないよ。なんともない子宮を摘出していた富士見産婦人科事件と同じだね。

**桃子：** そうよね。こんな事件はこれきりにしないと。次世代にしっかりと伝えて被害を繰り返さないようにしないとね。私たちには伝える責任がある。

上告棄却が97%と言われる最高裁の狭き門だけど、最高裁の判断を注目したい。

**太郎：** 桃子さん、ありがとう。よくわかったよ。